

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年4月11日開催 主要行等]

1. 経営者保証に係る監督指針改正について

- 経営者保証について、改正監督指針が2023年4月1日より適用された。内容については既に説明会などで周知したとおりだが、今後保証契約を締結する際には、保証の必要性等をより詳細に説明することを求めている。その中で、根保証契約に関して1点お願いを申し上げたい。
- 4月以降に締結される根保証契約については、根保証契約締結時に、改正監督指針に基づく説明がなされることになるが、3月以前に根保証契約が締結されていた場合、(民法上認められている)最大5年間、改正監督指針に基づく説明がなされない可能性がある。
- そのため、各金融機関には負担が生じることになるが、3月以前に根保証契約を締結した取引先については、個別融資の実行時や顧客訪問のタイミングで構わないので、保証人に対して改正監督指針に基づく説明を早期に行っていただきたい。
- なお、本件も含め、改正監督指針に基づく運用等に不明点があれば、お近くの財務局や金融庁まで問い合わせいただきたい。

2. 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況～金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)～」の公表について

- 「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」については、「金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」として、主要行等及び地域銀行に対し、半期ごとに取組実績の公表をお願いしている。
- 金融庁においては、取組みを後押しする観点から、各行が公表された実績をとりまとめてウェブサイトで公表しており、2023年3月17日、2022年度

上期分（4月～9月）を公表した。

- KPIの結果は、各行の営業姿勢だけでなく、顧客の規模・特性等にも影響されると考えているが、各行においては、不動産担保や経営者保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

3. 各地域における事業再生等の事業者支援策・支援事例に関する説明会について

- 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響を受け、厳しい状況に置かれている事業者が存在。特に、債務が増大した事業者に対し、事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まってきている。
- 政府においては様々な支援策を用意しているが、事業者からは「政府の支援策が地域金融機関の現場まで十分に浸透していない」等の声も聞かれており、各地域において、官民金融機関や認定支援機関、経済団体等を対象に、事業再生支援等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催する。
- 具体的には、2023年4月17日に、全国団体を招いたキックオフ会議ならびに東京・千葉・神奈川の関係機関を対象にした説明会を開催し、その後、6月にかけて、全国各地で地域ブロックごとの説明会を開催していく予定。
- 各金融機関においては、本説明会を、政府の支援策の理解促進に役立てていただき、事業再生支援など、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援に、より一層取り組んでいただくようお願いしたい。

4. 全資産担保を活用した融資・事業再生実務に関する研究について

- 金融庁において法制化の検討を進めている事業成長担保権について、実務上の具体的な活用イメージを提供するため、2022年4月より、既に類似の全資産担保を活用した融資実務が根付いている米英の担保制度や実務に係る委託調査を行い、2023年3月31日に、その成果物を金融庁ウェブサイトにて公表した。

- 当該調査では、米英の制度や実務の調査に加え、日本における事業性融資を後押しする観点から、当該調査結果を踏まえた日本の実務への示唆について、研究会にて議論した成果も取りまとめた。
- 全国銀行協会においては、事業成長担保権の法制化や実務上の環境整備に係る検討について、引き続き忌憚のない意見をいただきたい。

5. LIBOR からの移行対応について

- 金融庁は、日本銀行と合同で、2022 年 12 月末基準での「第 4 回 LIBOR 利用状況調査」を実施し、2023 年 3 月 24 日に調査結果を公表した。
- 調査の結果、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR を参照する契約については、6 割弱の金融機関において、残存契約を有していない、あるいは事前移行かフォールバック条項の導入を完了していることが確認された。また、未対応の残存契約を有する金融機関においても、現時点において移行対応に関する大きな障害は確認されていない。シンセティック LIBOR を利用する契約は、「円」と「ポンド」ともに僅少なながら残存しているものの、「円」については実質的な移行対応は完了していることが確認されたほか、「ポンド」についても移行対応完了の目途が立っていることが確認された。
- 各金融機関においては、シンセティック LIBOR の通貨別の公表停止状況を踏まえた適切な対応を今後も計画的に実施いただくとともに、公表停止まで残り 3 カ月を切ったドル LIBOR については、公表停止期限である 2023 年 6 月末までの時間軸を意識した移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としては、本調査の結果も踏まえて、引き続き日本銀行と連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応を求めていく。

6. 外国企業の口座開設対応について

- 政府においては、イノベーションの創出や海外経済の活力の取り込みを通じ、日本経済全体の成長力を強化する等の観点から、対日直接投資の促進に取り組んでおり、2021年には「対日直接投資促進戦略」を策定した。その後、同戦略に掲げられた事項や、対日直接投資を推進するために重点的に進めるべき事項を検討するため、対日直接投資推進会議のワーキンググループにて議論が進められ、2022年12月に「中間整理（取組の方向性）」が取りまとめられた。
- その中で、ビジネス環境の整備のため、外国人・外国企業の口座開設の円滑化等に取り組むことが盛り込まれ、金融庁において、JETRO、全国銀行協会と連携の上、2023年3月にJETROのウェブサイト（日本語版、英語版両方）へ法人口座開設に必要な一般的な書類等を掲載した。

（参考）中間整理（取組の方向性）（2022年12月23日公表）

2. 海外の人材や資金を呼び込むビジネス環境の改善

（6）ビジネス環境の整備

- JETROとの連携等による銀行口座開設の標準手続の英語での公表等の取組を通じて、外国人・外国企業の銀行口座開設を円滑化。【金融庁、経産省】

（参考）JETROウェブサイト（2. 法人口座開設）

https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section1/reference.html

- 各金融機関においては、引き続き、外国人個人の銀行口座開設対応を含め、丁寧な顧客対応に万全を期していただきたい。

7. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 2023年4月5日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、2022年7月から2023年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表。
- 同報告書では、

- ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業及び取引所等へのサイバー攻撃を継続し暗号資産を窃取していること
- ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入および石炭の不正輸出が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

- 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、
 - ・ 融資や付保などの取引が存在するかどうかに関する確認、
 - ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、
 などもしっかりと行った上で、適切に対応いただきたい。

8. マネロン対策等のシステム共同化について

- 令和4年度補正予算で措置された「AIを活用したマネー・ローンダリング対策高度化推進事業」について、2023年3月、全国銀行協会の子会社のマネー・ローンダリング対策共同機構を含む2社を補助事業者として決定した。本事業を通じ、金融業界全体のマネロン対策等の高度化が図られるよう、金融庁としても積極的に支援していきたい。
- 全国銀行協会においても、補助金が有効に活用され、サービス提供の開始に向けた準備が円滑に進むよう、引き続き共同機構を支援していただきたい。
- 各行においては、中長期的な視野に立って、自行のマネロン管理態勢をどう高度化していくのか、その中で共同システムをどう活用できるのか、引き続き検討を進めていただきたい。

(参考) 以下の2社を補助事業者として決定 (2023年3月27日公表、五十音順)

- ・ SCSK(株)
- ・ (株)マネー・ローンダリング対策共同機構

9. 金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査結果の還元及び「取組方針・取組状況」の充実について

○ 先般、地域銀行向けに金融商品販売・管理態勢に関するアンケート調査を実施した。調査結果で見られる課題は、業態によって差はあるが、他業態でも参考になるので紹介する。なお、調査結果は2023年4月11日に金融庁ウェブサイトで公表予定であり、詳細はそちらを確認いただきたい。

○ 調査結果について懸念点をいくつか申し上げると、

① リスク・リターン・コスト等を含む商品性の事前検証について、3割弱の銀行で「実施していない」との回答があった。

※ 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では「個別の金融商品について、そのリスク、リターン、コスト等といった顧客が金融商品への投資を行う上で必要な情報を十分に分析・特定しているか」が監督上の着眼点とされており、また、顧客本位の業務運営に関する原則6においても「顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべき」とされている。

② 三線管理について、1割強の銀行で準拠性に留まらない検証※を「実施していない」との回答があったほか、ごく一部の銀行ではあるが、販売手数料の高い金融商品の販売に傾注しないための工夫・検証や苦情を踏まえた販売態勢の検証・見直しを「実施していない」との回答があった。

※ 例えば、高齢者に外貨建て一時払い保険を販売する際、行内規定で親族の同席が必要と規定している銀行が多いが、同席有無の外形的な事実のみの検証に留まり、販売偏重等について検証していない事例も散見される。

○ なお、これまでのモニタリングを踏まえると、「実施している」と回答した銀行の中にも、そうした取組みができていない先が多く、実際の販売態勢や営業実態について認識できていない先があることが懸念される。

○ こうした取組みを行わず、「顧客の最善の利益」を追求していくことは困

難であると考えており、改めて現状の取組結果や態勢について検証いただくとともに、必要に応じて、「取組方針」を見直していただきたい。

※ 四半期最終月の販売偏重や外貨建て一時払い保険の販売偏重がないかといった点についての検証も含む。

- また、仕組債の販売について、多くの先で「2022年11月末時点で取扱無し」との回答があった。この点、金融商品全般の適切な販売態勢の構築の観点からは、販売停止の事実よりも、内部でどのような議論を行い、どのような理由・考え方で停止に至ったのかという点が重要と考えている。

なお、仕組債の販売を継続する場合は、適切なリスク・リターン検証結果に基づき、「顧客の最善の利益の追求」の観点から、経営陣が責任を持って判断していただきたい。

- 金融庁としても、継続的に金融機関のモニタリングを行い、販売・管理態勢の向上に資する問題提起を行っていくが、経営陣においては、顧客本位の業務運営の確保・推進に向けて、リーダーシップを発揮していただきたい。

10. 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」について

- 2023年1月に発生した狛江市強盗殺人事件を含め、SNS上で実行犯を募集する強盗事件が広域で多発し、また、特殊詐欺被害も急増している。こうした情勢を踏まえ、3月17日、標記の緊急対策プランが策定された。

- 金融庁関連の施策としては、

① 預貯金口座の不正利用防止対策の強化として、

- ・ 不審な出金等がある口座について取引時確認を徹底・強化すること、
- ・ 店頭窓口で取引する際に、詐欺被害が疑われる顧客への注意喚起を徹底・強化すること、
- ・ 制度改正を含め、非対面の本人確認において公的個人認証の積極的な活用を推進すること、

② 帰国する在留外国人から譲渡された口座を犯罪者グループ等が悪用することのないよう、

- ・ 在留期限に基づいた口座管理を強化すること、
- ・ 在留期限情報の共有態勢を検討すること

が盛り込まれている。

○ 今後、関係する業界団体とも意見交換を行いながら、関係省庁と具体策を検討していきたい。

11. NISA の周知・広報について

○ 税制改正大綱に盛り込まれたことを先般お伝えしていた NISA の抜本的拡充・恒久化について、改正税法が成立し、新しい NISA が 2024 年 1 月より開始することとなった。

○ 新しい NISA に対する国民の関心が高まっているので、政府としては、こうした機会をとらえて、特に年内において、各金融機関と連携を密にして、①ライフプランに基づく資産形成の重要性、②これを踏まえた NISA の賢い活用、などのメッセージを国民の幅広い層に届けられるよう、周知・広報活動を活発化したいと考えている。

○ このため、各行には、現場レベルも含めて、NISA 等についての周知・広報活動の積極的な展開と、金融庁も含めた関係団体の連携強化を改めてお願いするものであるが、その際に以下の 2 点に留意いただきたい。

① NISA の周知・広報に当たっては、必ず、ライフプランに基づく資産形成の重要性を併せて周知していただいた上で、資産形成のための選択肢の一つとして NISA の活用が考えられる、と正確にお伝えいただきたい。

② NISA の活用は、投信や株式等に対する投資なので、値下がり等のリスクを負うこと、また、NISA は、長期・積立・分散の投資を慫慂するものであることを、明確にお伝えいただきたい。

- この2点について、実際に顧客に案内をする現場に周知願いたい。金融庁としても、周知に活用できるコンテンツのサンプル（参考）になるものを至急検討中であり、今後、早急に各行にフィードバックするので、必要に応じて活用願いたい。

12. 金融行政モニター制度について

- 金融庁ではこれまでも、様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関する意見等を伺ってきているが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もある。
- 金融庁では、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直な意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接届け、金融行政に反映させる仕組みとして、2016年1月より「金融行政モニター受付窓口」を設置。
- 本制度では、モニター委員から金融庁に伝えられる際に、個人や所属組織を特定できる情報は全てマスキングすることで意見提出者の匿名性を厳格に担保。
- 設置以降 286 件（2023 年 3 月末現在）の意見を受け付けており、これらは金融庁幹部職員等に共有されるだけでなく、これまで制度改革に繋がっている例もある。
- 最近寄せられた意見では、ウェブサイトの苦情受付窓口において必要以上に個人情報の入力が必要とされているのではないかと指摘があり、各金融機関が顧客本位の業務運営を進められている中で、色々なサービスが顧客の目線に立っていないために顧客の誤解を招いているケースもあり、今一度顧客の側に立って、各種取組みを見直していただきたい。
- 3月31日に金融行政モニター委員との意見交換会を開催し、委員より、①金融行政モニターの運用のあり方、②新たなNISA制度、③顧客本位の業務運営、④若者の消費者トラブル等について意見があった。こうした点も踏まえつつ、金融行政の改善に努めていきたい。

- 金融行政モニター制度の意義としては、①各金融機関から、金融庁から独立したモニター委員に直接に声をいただき、金融行政の改善に繋げることができる、②個別の金融機関の対応事例について、監督当局と金融機関の対話の契機になる、というようなケースが想定される。そのいずれのケースにおいても、重要なことは、受け付けた意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただきたい。また、金融行政モニター制度を全国銀行協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。
- 他方、国民や顧客の目から見て適切かどうかを意識した運営も重要であり、今後、可能な限り公表の対応も検討していきたい。

(以 上)